

桜江農業特区

都道府県名：

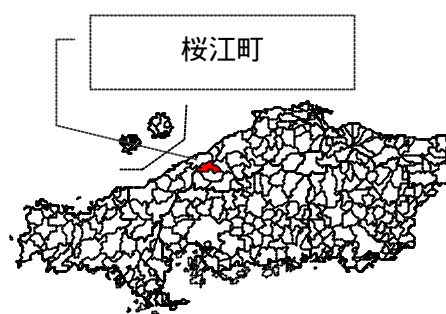
島根県

申請主体名：

桜江町

区域の範囲：

島根県邑智郡桜江町の全域



特区の概要：

本町の農業経営は現在2つの法人と個人営農で賄われているが、高齢化、担い手不足や近年の米価や野菜価格の下落等により農地の遊休化が進んでいる状況にあり、今後新たな担い手を創出していく必要がある。また、本町は建設関係企業が多く就業割合もかなり高い状況にあり、特例措置の適用により企業が農業に参入し企業の優れた経営感覚を活かし、企業の労働力を活用して農業経営を行うことにより、担い手の確保とあわせ農地の有効利用、耕作放棄地及び遊休農地の有効活用と共に地域の活性化につなげる。

適用される規制

の特例措置：

・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認



耕作放棄地が点在している中山間地域



耕作放棄地を再生した
桑、麦（健康食材）栽培